

消費者庁において平成28年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

<実績評価方式による事後評価>

政策名：	消費者政策の推進	(担当課)	(ページ)
施策名：	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	1
	(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	2
	(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	3
	(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	4
	(5) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	5
	(6) 物価対策の推進	消費者調査課	6
	(7) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	7
	(8) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	8
	(9) 消費者取引対策の推進	取引対策課	9
	(10) 消費者表示対策の推進	表示対策課	10
	(11) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	11

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当課：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、平成29年度概算要求（28百万円）を行った。（28年度予算額：28百万円、29年度予算案額：14百万円） ・消費者被害・トラブル情報の新たな把握手法の調査を実施するため、平成29年度概算要求（10百万円）を行った。（28年度予算額：6百万円、29年度予算案額：10百万円） ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成29年度概算要求（25百万円）を行った。（28年度予算額：28百万円、29年度予算案額：25百万円） ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成29年度概算要求（11百万円）を行った。（28年度予算額：10百万円、29年度予算案額：11百万円） ・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成29年度概算要求（63百万円）を行った。（28年度予算額：63百万円、29年度予算案額：71百万円） <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題への対応をフォローアップするため、測定指標に「美容医療サービスに関する消費生活相談件数」、「美容医療サービスに関する注意喚起の回数」を追加。 ・従来の消費者庁の主たる情報源である消費生活相談（主に電話相談）の情報（P I O-N E T）では捕捉しづらい消費者被害・トラブルの情報を迅速に把握し、消費者被害が拡大する前に的確な対応につなげられるよう、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネット上の書き込み等の情報から消費者被害・トラブルの状況を把握するための実用可能な手法を調査・検討するため、達成手段に「消費者政策関係情報調査経費」を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」の開催（平成28年4月～平成29年3月の期間に4回開催）。 ・消費者政策担当課長会議を開催（平成28年12月）。 ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（平成28年4月～平成29年3月の期間で注意喚起を10件実施）。 ・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、特定個人情報保護委員会、総務省及び国税庁の連名で注意喚起を実施（平成27年10月公表、随時更新）。 ・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施（平成28年12月）。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（2） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）の施行に向けた準備を行う。 ②適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し 消費者契約法（平成12年法律第61号）に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について、法の周知・啓発に引き続き取り組み、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標2を除き、その他の測定指標について目標を達成することができたため、施策としては相当程度進展ありと判断した。測定指標2についても「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書を踏まえ、公益通報者保護制度の意義等について更なる周知・啓発を進めることとしている。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成29年度概算要求（43百万円）を行った。（28年度予算額：39百万円、29年度予算案額：43百万円） ・公益通報者保護の推進のため、平成29年度概算要求（57百万円）を行った。（28年度予算額：28百万円、29年度予算案額：57百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・公益通報者保護の推進のため、平成29年度機構・定員要求において増員（係長クラス1名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> 平成28年7月15日政策評価有識者委員会での有識者の指摘（測定指標は目標に対してより直結するものとすべき）を踏まえ、測定指標を以下のように変更した。 ・消費者団体訴訟制度の円滑な運用のための環境がどの程度整備されているかを示す指標に、「適格消費者団体の認定件数」、「特定適格消費者団体の認定件数」を追加。 ・公益通報者保護制度に基づく通報が行われる環境がどの程度整備されているかを示す指標に、「労務提供先の設置する内部通報窓口を信頼している労働者の割合」を追加。</p> <p><その他の具体的取組> ・消費者団体訴訟制度においては、平成28年10月に施行された消費者裁判手続特例法に基づき、これまでの差止請求に加え、被害回復を請求することが可能となった。この被害回復制度の円滑な運用に資するため、特定適格消費者団体が申立てをする仮差押えの担保を国民生活センターが立てる仕組みを整備する「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案」を平成29年3月3日に国会に提出。 ・消費者契約法の見直しについて、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対して行った諮問に対する答申が平成28年1月にされた。同答申を踏まえ、消費者庁において「消費者契約法の一部を改正する法律」を平成28年3月に国会に提出し、平成28年6月に成立したところ、上述の答申において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点については、内閣府消費者委員会において消費者契約法専門調査会が再開（平成28年9月7日）され、消費者契約に係る裁判例や消費生活相談事例等の更なる調査・分析を踏まえた検討がされていることから、審議の状況等を踏まえつつ必要な措置を検討。 ・「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において事業者や行政機関の取組を促進する方策や通報者保護の要件・効果等について検討し、報告書を公表（平成28年3月第1次報告書、平成28年12月最終報告書）。これらの報告書に基づき、関係ガイドラインの改正を実施（平成28年12月民間事業者向けガイドライン、平成29年3月行政機関向けガイドライン）。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当課：消費者制度課

施策名	個人情報保護に関する施策の推進
施策の概要	<p>誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。</p>
施策に関する評価結果	<p>測定指標2については、説明会開催回数の減少に伴い、説明会参加者数が前年度に比べて減少しているが、1会場あたりの人数は引き続き200人以上と高水準であることから肯定的に評価できる。 測定指標3については、説明会に対する肯定的評価が前年度に比べて若干減少しているが、引き続き85%以上と高水準であることから肯定的に評価できる。 したがって、施策は「目標達成」と判断した。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p>本事業は、個人情報保護委員会に移管し実施されることとなった（平成28年1月）ため、今後は、個人情報保護委員会において事業を実施していく。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当課：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。 「倫理的消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標について目標を達成することができたため、施策としては目標達成と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成29年度概算要求（57百万円）を行った。（28年度予算額：36百万円、29年度予算案額：47百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費者教育行政において、強いリーダーシップを発揮するために平成29年度機構・定員要求において消費者教育推進室長の設置を要求。 ・環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等社会的課題に配慮した商品・サービスの消費についての関心の高まりを踏まえ、「エシカル消費」（地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動）の推進のため、平成29年度機構・定員要求において倫理的消費推進係（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。 ・成年年齢引下げの議論等の社会情勢等の変化への対応が求められていること、平成30年度に「消費者教育の推進に関する基本方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しを予定していることを踏まえ、平成29年度機構・定員要求において社会情勢の変化に対応するために必要な消費者教育の現状の把握・分析や、体系的な消費者教育の研究・立案、地域の先進的取組の調査等の業務を担う消費者教育推進第1係（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> ・政策評価の結果を踏まえ、消費者教育推進のための先進事例の把握状況をより詳細かつ定量的にフォローアップするため、測定指標に「消費者教育推進会議の開催回数」のほか、「先進事例のヒアリング状況（ヒアリング箇所数）」を追加。 ・消費者教育に使用される教材等の整備、家庭における消費者教育の推進、及び事業者・事業者団体による消費者教育の推進に係る測定指標をいずれも「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況」と表していたところ、より適切な指標へと変更した（更新件数から掲載件数へ変更）。</p> <p><その他の具体的取組> ・第2期消費者教育推進会議（平成27年7月～）において、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた論点整理、②成年年齢引下げの動きを踏まえた若年者に対する消費者教育の機会の充実などの社会情勢等の変化に対応した課題を中心に検討を進めた。 ・成年年齢引下げに向けた環境整備のため、高等学校の授業用教材を作成。 ・消費者団体との意見交換会の開催（平成28年度5回）。 ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催（平成29年3月）。 ・子ども関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成28年度6回）。 ・「倫理的消費」調査研究会及びエシカル・ラボを開催（平成28年度研究会4回、ラボ1回開催）するとともに、平成28年6月には「倫理的消費」調査研究会の中間取りまとめを公表。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（５） 担当課：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>地方消費者行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地方消費者行政の課題、消費者庁としての取組及び地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月）に基づく施策を、着実に推進していく。 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。 全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標未達となった測定指標1の「消費者団体名簿」の取りまとめについては、平成27年度中の公表には至らなかったが、その後公表まで至ったこと、地方公共団体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図るという本施策の目標に照らし、必ずしも本測定指標が大勢を決める指標になるわけではないこと、その他の施策については目標達成となっていることから、施策全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度補正予算において、「地方消費者行政推進交付金」を2,000百万円措置。 地方公共団体職員や消費者問題に取り組む関係者・グループとの「顔の見える関係」の構築や、消費者ホットラインの運用による相談情報の共有、地方消費者行政全体の現況を把握すること等、国から地方公共団体、消費者団体等への情報提供を通じて、消費者行政に対する地方公共団体、消費者団体等の行動、取組の促進を図るため、地方消費者政策推進経費として平成29年度概算要求（174百万円）を行った。（28年度予算額：170百万円、29年度予算額：166百万円） 「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等の地方公共団体の取組及び国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を支援するため、平成29年度概算要求（5,000百万円）を行った。（28年度予算額：3,000百万円、29年度予算案額：3,000百万円） 岩手県・宮城県・福島県・茨城県の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、平成29年度概算要求（482百万円）を行った。（28年度予算額：482百万円、29年度予算案額：482百万円） <p><事前分析表の変更> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価の結果を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」で掲げた政策目標の達成状況を定量的な指標としてフォローアップするため、平成28年度の事前分析表における測定指標に引き続き設定。加えて、「地方消費者行政強化作戦」の政策目標の達成に向けた、効果的な相談体制整備の推進を図るため参考指標として、「消費生活センター設置カバー率上昇幅」、「都道府県と市町村の相談分担率」、「消費生活相談員配置カバー率上昇幅」を設定。 政策評価の結果を踏まえ、執行専門研修の開催による地方公共団体の担当職員一層の専門性の向上を図るために、より適切な指標へと変更した（開催回数から参加人数へ変更）。 <p><その他の具体的取組> <ul style="list-style-type: none"> 積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。 「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 「地方消費者フォーラム」（全国8ブロック）を効率的に運営するとともに、会議の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進（平成28年11月～平成29年2月）。 「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）を効率的に運営するとともに、会議の開催を通じ、地方公共団体との連携を強化（平成28年9月～11月）。 平成28年4月に消費者安全法を改正する法律が施行されたことから、消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関として「一般財団法人日本産業協会」及び「独立行政法人国民生活センター」を登録。 平成28年4月1日時点で消費生活相談員資格試験の合格者としてみなされる可能性がある者（以下「みなし合格者」という。）について、みなし合格者として扱うための研修（指定講習会）を実施する指定講習機関として「一般財団法人日本産業協会」、「独立行政法人国民生活センター」及び「一般財団法人日本消費者協会」の3団体を指定。 放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施（検査機器の配分（257地方公共団体に291台）：～28年12月末、研修会の実施：随時）。 「地方消費者行政推進交付金」を通じて、被災地の地方公共団体の相談体制の構築のため、相談窓口に関分野の専門家を派遣する事業等の支援を実施。 消費者ホットライン「188」を運用するに当たり、同時期に開始された厚生労働省の「189」（児童相談窓口）との情報交換を実施。 </p> </p></p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当課：消費者調査課

施策名	物価対策の推進
施策の概要	<p>各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時には、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。</p>
施策に関する評価結果	<p>測定指標 1、2 及び 3 については、いずれも平成27年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求> ・物価対策の推進のため、平成29年度概算要求（63百万円）を行った。（28年度予算額：58百万円、29年度予算案額：63百万円）</p> <p><事前分析表の変更> ・平成28年4月に開始された電力の小売全面自由化や、平成29年4月に開始される都市ガスの小売全面自由化に当たり、測定指標に「消費者から寄せられたトラブル事例など、電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者保護のための情報提供の回数」を追加。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当課：消費者調査課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の推進に関する調査・分析</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。 調査結果の公表に加え、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づく年次報告書（以下「消費者白書」という。）の作成・公表を行う。 消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。 消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について、検討する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>いずれも平成27年度に設定した目標を達成することができた。 したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成29年度概算要求（100百万円）を行った。（28年度予算額：75百万円、29年度予算案額：94百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費者政策の企画立案のための調査・分析業務において、理論的・先進的な調査研究を実施するため、平成29年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス2名、係長クラス4名）を要求。 ・事業者連携推進業務において、中小企業を中心とした地方の企業への消費者志向経営の取組促進を図るため、平成29年度機構・定員要求において増員（係長クラス1名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> ・有識者を交えた消費行動に関する研究について、定量的に測定するため測定指標に「消費行動、消費者問題等に関する有識者へのヒアリング実施回数」を追加。 ・「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」報告書が取りまとめられたこと踏まえ、測定指標に「消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウムの開催回数」を追加。 ・学識経験者との定期的な検討会等を行いながら、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関する基礎的・理論的かつ学際的な研究及び報告書の作成を行うことで、消費者関連法律の執行及び消費者政策の企画立案を行う上での理論的な基礎の強化を図り、消費者政策のより効果的・効率的な推進につなげるため、達成手段に「有識者を交えた消費行動に関する研究」を追加。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（8） 担当課：消費者安全課

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。</p> <p>収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。</p> <p>重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。</p> <p>食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に合ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。特に、食品中の放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <p>○消費者の安全確保のための施策の推進のため、所要の経費を予算措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成29年度概算要求（104百万円）を行った。（28年度予算額：91百万円、29年度予算案額：104百万円） ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成29年度概算要求（9百万円）を行った。（28年度予算額：17百万円、29年度予算案額：9百万円） ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成29年度概算要求（37百万円）を行った。（28年度予算額：34百万円、29年度予算案額：35百万円） ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成29年度概算要求（77百万円）を行った。（28年度予算額：81百万円、29年度予算案額：77百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の事故防止に関する取組強化を図るため、平成29年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月15日の消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、測定指標に「分析した事故情報を活用した情報提供（注意喚起、SNS配信等）の件数」を追加。 ・リコール情報の周知について、より効果的な情報発信を定量的に測定するため、測定指標に「SNSでの情報提供件数」を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起を適切に実施（平成28年4月～平成29年3月の間に注意喚起を16件実施）。 ・子供の事故防止に向けて、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を設置した（平成28年4月～平成29年3月の間に会議を3回開催）。 ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成28年4月～平成29年3月の間に訓練を4回実施）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（平成28年4月～平成29年3月の間に各種意見交換会等を105回開催）。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（事故等原因調査等の実施数：13件、申出受付件数：249件（うち、事故防止の情報提供件数（ワンポイントアドバイス：39件））※いずれも累計）。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行うとともに、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）の見直しについて検討を行う。</p> <p>また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>このほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成29年度概算要求（315百万円）を行った（28年度予算額：304百万円、29年度予算案額：306百万円）。特に、国と都道府県の連携を図るため、国と都道府県それぞれの執行部門を結ぶシステムの拡充のための予算要求を行った。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の執行業務において、複雑化する違反事例に対応するため、平成29年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス4名、係長クラス1名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の執行体制の充実を図るために、国と都道府県の連携による調査・処分を定量的に測定できるよう、測定指標に「特定商取引法執行状況（国及び都道府県の行政処分件数）」を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行。 ・特定電子メール法の厳正な執行。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当課：表示対策課

施策名	消費者表示対策の推進
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <p>①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。</p> <p>③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成29年度概算要求(192百万円)を行った。(28年度予算額：202百万円、29年度予算案額：188百万円) <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月25日消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、測定指標に景品表示法に係る行政指導件数及びインターネットにおける健康食品の広告の改善要請件数を、参考指標に「都道府県における景品表示法執行状況」を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景品表示法の運用及び執行体制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 ○景品表示法の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 ○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。 ○家庭用品の品質表示の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法における品目指定の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正（平成28年4月1日施行）。また、内閣府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った（平成29年3月30日公布、平成29年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は平成30年4月1日施行）。 ・新たな洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程についての普及啓発（平成28年12月1日施行）。 ○住宅性能表示制度の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発に取り組む。 ○健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。 ○関係機関の連携による食品表示の監視・取締り <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（11） 担当課：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品表示の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品表示の適正化を図るため、食品表示法（平成25年法律第70号）等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>平成27年度に目標を設定した測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。 測定指標2については未達成としているが、インターネット販売等における食品表示及び加工食品の原料原産地表示については有識者検討会を設置していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・食品表示対策の推進のため、平成29年度概算要求（267百万円）を行った。（28年度予算額：193百万円、29年度予算案額219百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品表示制度の企画立案業務を適正に行うため、平成29年度機構・定員要求において増員（室長クラス1名、課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> ・機能性表示食品制度の残された検討課題の検討に係る政策目標の達成状況を定量的に測定するため、測定指標に「機能性表示食品の公表件数」を追加。</p>